

服薬訪問事業マニュアル

(令和8年6月19日現在)

静岡県後期高齢者医療広域連合

服薬訪問事業マニュアル

1 事業の目的

当事業は、多剤・重複処方者を主な対象者とし、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合とする）より委託を受けた事業者の医療専門職（保健師・看護師等）による個別訪問指導を行い、対象者の状況を把握し、必要に応じて、かかりつけ薬剤師への相談やお薬手帳の適正な使用を促すことで、多剤・重複処方を解消し、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図る。

2 事業の対象者

服薬に関して指導が必要だと思われる後期高齢者
（対象者の抽出については、広域連合が実施）

3 訪問の手順

（1）訪問

「訪問実施の流れ」に沿って実施する。

対象者には事前に訪問予定日を通知しているが、必ず身分証明書を提示し、理解を得られるよう訪問の意図を丁寧に説明する。

ア 訪問対応できた場合

「おくすり問診票」「くすりの副作用チェック」「評価シート」※1を記載し状況を確認。対象者の服薬アドヒアランスの確認、困り事、副作用の有無等の身体に与える影響、残薬の有無を聞き取り、対象者自身が適切な服薬を意識できるように指導、助言を行う。

お薬手帳の活用、かかりつけ薬局や薬剤師への相談に繋がる声かけを行う。

イ 対応できなかった場合

対象者宅に資料をおいてくるため（自宅のポストへ投函を想定）住所の確認は入念に行うこと。また投函資料に対象者の記名はしない事とする。

（2）訪問後の対応

ア 訪問対応できた場合

評価シートを持ち帰り、市町ごとに報告書を作成し広域連合に提出

イ 対応できなかった場合

不在対応した根拠資料（ポスト投函したことを証明できるよう写真を取るなどして残す資料）の作成とともに、市町ごとに報告書を作成し広域連合に提出する。

4 契約料、その他の費用の額

契約書参照

5 秘密の保持

- (1) 訪問スタッフは業務上知り得た対象者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 対象者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための、ガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

6 緊急時・事故発生時の対応

訪問時、対象者に急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じるとともに（受託者の担当者）に連絡、（受託者の担当者）は広域連合に連絡する。

7 衛生管理等

訪問スタッフは健康状態について自己管理に努め、対象者への感染防止を図る。

引用・参考文献

※1

多種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド
厚生労働科学研究費補助金 長寿科学政策研究事業 薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究(22GA1005)研究班編集, 研究代表者 国立長寿医療研究センター
溝神文博